

修学資金貸与契約書

収入印紙  
貼付

大子町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、大子町産婦人科医師修学資金貸与条例（令和7年大子町条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、修学資金の貸与について、次のとおり契約を締結する。

（貸与）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

（1）修学資金 月額 円

入学一時金 円

（2）貸与期間 年 月から 年 月まで

（3）貸与の時期

貸与の対象期間	貸与の時期
4月から6月分	5月
7月から9月分	7月
10月から12月分	10月
1月から3月分	1月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分（入学金一時金を含む。）の修学資金の額につき、当該修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年当たり利息制限法（昭和29年法律第100号）に規定する利息の制限の範囲内において、大子町産婦人科医師修学資金貸与条例施行規則（令和7年大子町規則第\_\_号。以下「規則」という。）で定める割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（貸与の停止等）

第2条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年（一の学年の過程を再度履修することをいう。以下同じ。）をしたときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第8条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

（契約の解除）

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となり卒業の見込みがないと認められるとき。
- (4) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還）

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して30日以内に、貸与を受けた修学資金の総額に第1条第2項に規定する利息をしてこれを返還しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 前条の規定により、貸与契約が解除されたとき。

（遅延損害金）

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの間、返還すべき修学資金（入学金を含む。）の額につき、大子町税外諸収入の延滞金徴収条例（昭和51年大子町条例第18号）に規定する延滞金の割合に準じた割合と同じ割合により算出した金額に相当する遅延損害金を加算して支払わなければならない。

（返還の猶予）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 修学生が条例第7条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学している場合 当該在学に係る期間
- (2) 医師免許を取得しようとする場合 医学課程を修めて卒業した日の属する月の翌月の初日から臨床研修(法第16条の2第1項の規定に基づく研修をいう。以下同じ。)を開始した日の属する月の前月の末日までの期間で2年以内の期間。ただし、法第11条第3号の規定による医師国家試験受験資格認定を受ける者、又は法第12条の規定による医師国家試験予備試験受験資格認定を受ける者については別途町規則で定める期間。
- (3) 臨床研修又は産婦人科専門研修を受けている場合 当該臨床研修又は専門研修を開始した日の属する月の初日から当該臨床研修又は専門研修を修了した日の属する月の末日までの期間
- (4) 町内の医療機関に産婦人科医師として採用され、業務に従事している場合 当該業務に従事した日の属する月の初日から当該業務に従事しなくなった日の属する月の末日までの期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると甲が認める場合 町長が必要と認める期間  
(返還の免除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除することができる。

- (1) 医師の免許を取得し、臨床研修又は専門研修を終了後、町内の医療機関に医師として従事し、その従事した期間（以下「従事期間」という。）が引き続き10年に達したとき。
- (2) 従事期間中に死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない事由により修学資金の返還をすることができなくなったと甲が認めるとき。

（連帯保証人）

第8条 連帯保証人は、この契約による乙の甲に対する債務について、極度額 円の範囲内で乙と連帯してその履行をする責任を負うものとする。

- 2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに規則第11条に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。  
(契約の履行)

第9条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲の指示するところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

年       月       日

甲                   茨城県久慈郡大子町  
                          大子町長                   印

乙                   住所  
                         氏名                   印又は実印  
(成年者の場合は実印)

連帯保証人  住所  
                         氏名                   実印

連帯保証人  住所  
                         氏名                   実印

備考1  乙が未成年の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人が記名押印すること。  
2  乙（未成年の場合を除く。）及び連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

様式第12号（第9条関係）

同意書

大子町長

様

次に署名のある者は、次の修学生に係る産婦人科医師修学資金の貸与及び返還のため、大子町長が、必要があると認めるときに、修学生、修学生の世帯員及び連帯保証人の財産、収入、就労状況、町税等の納付状況及び居所等の各種調査について、町長が官公署、金融機関、雇主その他関係人等に依頼し、回答を求めることに同意します。

年　月　日

修学生　　フリガナ　　氏名　　印又は実印

(申請者が成年者の場合は実印)

本籍

現住所

生年月日

年　月　日

連帯保証人　　フリガナ　　氏名　　実印

本籍

現住所

生年月日

年　月　日

続柄　　申請者の（　　）

連帯保証人　　フリガナ　　氏名　　実印

本籍

現住所

生年月日

年　月　日

続柄　　申請者の（　　）

備考　修学生が未成年の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人が署名すること。